

議案第 1 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成 2 7 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9 人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	3 年
----------------------	----------------------------------	-----------	---------------------	-----

」

を

「

川崎市市制 1 0 0 周年 記念表彰選 考委員会	市の発展に関し特に顕著な功績があるもの及び市の発展に関し顕著な功績があり、かつ、今後の更なる活躍が	1 2 人以 内	(1) 関係団体の 役職員 (2) 市議会議員 (3) 市職員	委嘱 され、 又は 任命
------------------------------------	---	----------------	--	-----------------------

	期待されるものの選考に関して調査審議すること。			された日から賞の贈呈が終了する日まで
川崎市政策評価審査委員会	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	9人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	3年

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市制100周年記念表彰選考委員会を設置するため、この条例を制定するものである。